

令和4年度から

未就学児の国民健康保険税が減額となります！

子育て世帯の経済的負担軽減のため、令和4年度から国民健康保険税における 未就学児の均等割額 について、その 5割 を軽減します。

減額の対象者

国民健康保険に加入している未就学児（小学校入学前の子ども）

※令和4年度分については、平成28年4月2日以降に生まれた方となります。

減額の内容

国民健康保険に加入している未就学児の均等割額の5割を軽減します。

所得の基準による国民健康保険税の軽減が適用される世帯は、軽減適用後、さらに未就学児の均等割額を5割減額することになります。（申請は不要です。）

※未就学児一人あたりの均等割額（令和4年度課税分）

所得による軽減区分	所得による軽減後	未就学児の軽減後	備考
軽減なし	37,000円 (医療分：29,000円) (支援分：8,000円)	18,500円 (医療分：14,500円) (支援分：4,000円)	軽減前：37,000円から5割軽減
2割軽減の世帯	29,600円 (医療分：23,200円) (支援分：6,400円)	14,800円 (医療分：11,600円) (支援分：3,200円)	軽減前：37,000円から6割軽減
5割軽減の世帯	18,500円 (医療分：14,500円) (支援分：4,000円)	9,250円 (医療分：7,250円) (支援分：2,000円)	軽減前：37,000円から7.5割軽減
7割軽減の世帯	11,100円 (医療分：8,700円) (支援分：2,400円)	5,550円 (医療分：4,350円) (支援分：1,200円)	軽減前：37,000円から8.5割軽減